

大気汚染防止法に定めるばい煙の排出基準と環境基準の関係

【環境基準】

環境基準は、環境基本法の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、それぞれ、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められ、環境保全対策を総合的に実施するための目標となるもの。

大気汚染物質に関する環境基準は、人の健康を保護する観点から、大気汚染と人の健康影響との関係に関する科学的知見を基礎として設定されており、人への曝露の短期的影響又は長期的影響に関する様々な知見に基づいて、年平均値、日平均値又は時間値の基準が設定されている。

当該基準を目標に、人の健康を保護することを目的として、工場・事業場の固定発生源対策や自動車の移動発生源対策が講じられる。

【排出基準】

排出基準は、大気汚染防止法の規定に基づき、個々のばい煙発生施設において発生するばい煙について排出を規制するもの

環境基準の達成・維持のため、逐次、規制強化が図られた

ばい煙の排出基準は、大別すると次のとおり

- ・ 一般排出基準 : ばい煙発生施設ごとに国が定める基準
- ・ 特別排出基準 : 大気汚染の深刻な地域において、新設されるばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準(いおう酸化物、ばいじん)
- ・ 上乘せ排出基準 : 一般排出基準、特別排出基準では大気汚染防止が不十分な地域において、都道府県が条例によって定めるより厳しい基準(ばいじん、有害物質)
- ・ 総量規制基準 : 上記に挙げる施設ごとの基準のみによっては環境基準の確保が困難な地域において、大規模工場に適用される工場ごとの基準(いおう酸化物及び窒素酸化物)

水質汚濁防止法に定める排水基準と環境基準の関係

【環境基準】

環境基準は、環境基本法の規定に基づき、大気汚染、水質汚染、土壌汚染及び騒音について、それぞれ、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められ、環境保全対策を総合的に実施するための目標となるもの。

水質汚濁に係る環境基準は、健康項目（有害物質）と生活環境項目（汚濁物質）で考え方が異なる。健康項目は、主に水道を通じて長期間飲用した場合、人の健康に害を及ぼす点から決めており、その多くが水道水質基準に準じたものとなっている。一方の、生活環境項目についても、基本的には水道、水産、工業用水の等級に準じた数値を採用しているが、地域ごとの状況を加味して、3～6の類型に分けている点が特色である。

また、平成15年には、水生生物の保全（生息及び生殖）の観点から全亜鉛に関する環境基準が設定されている。

【排水基準】

排水基準は基本的には環境基準を達成することを目的に、環境基準を基準に定められているが、生活環境項目においては、水道水質基準等を守るために、環境基準が設定されていない物質についても排水基準が設定されている。

健康項目の排水基準は、環境基準の原則として10倍のレベルとされている。これは、排出水の水質は、公共用水域へ排出されると、そこを流れる河川水等によって、排水口から合理的距離を経た公共用水域においては通常少なくとも約10倍程度には希釈されるであろうと想定された結果である。

生活環境項目の排水基準は、BOD、COD、窒素、燐などについては、一般的な家庭排水において処理できるレベルを参考に決定している。水道水質基準を参考としている銅、鉄、マンガン、クロムなどについては、健康項目同様、水道水質基準の10倍値で決定している。平成18年に設定された亜鉛の排水基準については、処理技術の動向や諸外国の基準などを参考に決定された。